

**令和 6 年度**

**大阪市の在宅医療にかかる  
今後の体制について**

## ①在宅医療の圏域（二次医療圏）

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等、在宅医療の体制整備

- ・医療計画（圏域編）に記載した取組の実施・進捗確認・取りまとめ
- ・在宅医療懇話会の事務局 等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」が実施する取組について、保健所が相談応需・支援

## ②在宅医療の連携の拠点

※ 求められる事項

1. 会議の開催  
（例）在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及び対応策の検討、高齢者救急とACPIに関する課題の抽出及び対応策の検討等に関する、地域の医療介護福祉関係者との会議
2. 地域の資源の把握・関係機関等との調整  
（例）地域の医療及び介護、障害福祉サービスにかかる所在地や機能等の把握、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービス等にかかる関係機関からの相談対応業務、府民からの問合せ対応 等
3. 会議の開催・関係機関等との調整  
（例）急変時対応等の体制構築に向けたルールづくり、多職種（医師・歯科医師・薬剤師・看護師など）による体制づくり（チーム医療、グループ診療）等
4. 在宅医療にかかる研修等（例）在宅医療に係る障害福祉関係者に必要な知識等の研修 等
5. 在宅医療の普及啓発（例）住民への普及啓発を行う医療従事者等を対象とした研修、人生会議（ACP）普及啓発にかかる取組 等

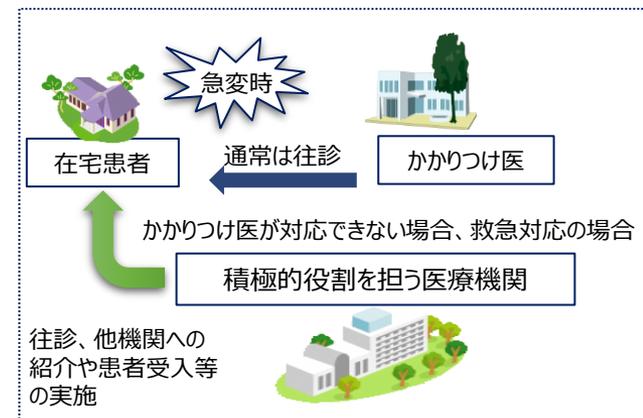
## ③積極的役割を担う医療機関

※ 求められる事項

1. 他医療機関等への調整・支援  
（例）かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等の実施、連携の拠点への情報共有のもと積極的医療機関による体制構築等の取組等
2. 関係機関への働きかけ  
（例）関係機関との情報共有（地域ケア会議での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施）等
3. 研修等の機会の確保  
（例）同行訪問研修の実施等
4. 他医療機関等への調整・支援、非常用電源の整備  
（例）自院のBCP策定、他医療機関のBCP策定支援、在宅人工呼吸器使用者非常用電源の整備 等
5. 在宅医療に関する情報提供等  
（例）地域包括支援センター等との情報共有、患者・家族への医療及び介護・障害福祉サービスの紹介 等
6. 患者急変時の受入（入院機能を有する場合）  
（例）地域連携に必要な看護師等の配置、地域の関係機関との受入体制の構築・情報共有 等

## ②在宅医療の連携の拠点

### 積極的役割を担う医療機関イメージ



※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」  
令和5年3月31日付け医政地発0331第14号  
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を基に作成

- ① 在宅医療に必要な連携を担う拠点  
(以下「連携の拠点」という)

# 連携の拠点への位置づけの方針

## 国の方針

- ・ 地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを連携の拠点として医療計画に位置付ける
- ・ 市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要  
【第8次医療計画策定に関する国の指針】

## 大阪府の方針

- ・ 在宅医療の圏域は「二次医療圏単位」とし、二次医療圏内に「連携の拠点」を中心とした地域を設定し取組を推進する。
- ・ 市町村が実施する「在宅医療・介護連携事業」の実施主体が行う業務との棲み分けを明確にする。
- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施主体と「連携の拠点」を同一とする場合は、追加の実施事業を明確にすること。また、同一としない場合は連携方法を検討すること。

## 大阪市の方針

### 大阪府の方針に則り

- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の事業主体である『健康局＋区役所』を「連携の拠点」とする。
- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施主体である『在宅医療・介護連携相談支援室』についても「連携の拠点」と位置づけ、既存業務と追加の実施事業を明確にする。

# 連携の拠点

## 大阪市域における連携の拠点

| 対象地域 | 法人・団体名称                |
|------|------------------------|
| 各区   | 区役所・相談支援室 ※1           |
| 大阪市  | 健康局                    |
| 大阪市  | 重症心身障がい児者コーディネート事業室 ※2 |

※1 相談支援室は地区医師会等に委託

※2 大阪発達総合療育センターに委託

大阪市に住民登録があり、身体障がい者手帳1級又は2級に加え、療育手帳Aを交付された重症児者が対象

## 連携の拠点が担う業務

### 《連携の拠点到求められる要件》

- ① 医療、介護、福祉関係者による会議の開催
- ② 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ③ 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ④ 人材育成
- ⑤ 地域住民への普及啓発

## 連携の拠点

## 具体的な業務

|                     |  |
|---------------------|--|
| 各区役所                | <ul style="list-style-type: none"><li>・各区在宅医療・介護連携推進会議の開催</li><li>・医療・介護・福祉についての資源の把握</li><li>・医療・介護関係者等向け研修</li><li>・地域住民への講演会・普及啓発</li></ul> |
| 各区相談支援室             | <ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口の設置・運営</li><li>・在宅医療にかかる24時間体制構築や多職種による情報共有</li><li>・積極的役割を担う医療機関との連携</li><li>・同行訪問（任意）</li></ul>   |
| 健康局                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪市在宅医療連携推進会議の開催</li></ul>  |
| 重症心身障がい児者コーディネート事業室 | <ul style="list-style-type: none"><li>・重症心身障がい児者コーディネート事業</li></ul>  |

# 連携の拠点のイメージ ～大阪市の取組み体制～

## 現行体制

区役所  
を中心に事業実施

ア 地域の医療・介護の資源の把握

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

カ 医療・介護関係者の研修

キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携相談支援室を中心に事業実施  
(地区医師会等に委託)

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

健康局  
を中心に検討

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携・総合事業など他の地域支援事業との連携等

## 新たな体制

健康局

区役所

① 医療、介護、福祉関係者による会議の開催

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携  
・総合事業など他の地域支援事業との連携

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

② 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整

ア 地域の医療・介護の資源の把握

⑤ 地域住民への普及啓発

キ 地域住民への普及啓発

④ 人材育成

カ 医療・介護関係者の研修

相談支援室  
を中心に事業実施

③ 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

# 連携の拠点（健康局）において実施する業務

## 医療・介護・福祉関係者による会議の開催

### 現状

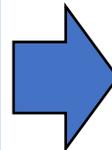
#### 在宅医療・介護連携推進会議

・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築について検討するため開催する。（年3回）

・医療・介護における団体の代表者で委員構成

#### 【これまでの主な議題】

- ・事業の課題に対する健康局の取組
- ・区役所・相談支援室の取組
- ・在宅医療・介護連携推進事業における評価指標について
- ・医療施設等アンケート調査の実施状況・実施報告 等



### R6年度～

#### （仮称）在宅医療連携推進会議

・大阪市域の在宅医療提供体制における課題整理・対応策の検討を行うため、必要な関係者を委員として開催する。（年1回）

#### 在宅医療・介護連携推進会議

・高齢化の進展に伴い、在宅医療を必要とする高齢者が今後も増加することから、高齢者の医療と介護の連携にかかる課題整理・対応策の検討を行うため、引き続き開催する。（年2回）

# 連携の拠点（区役所）において実施する業務

## 各区在宅医療・介護連携推進会議の開催

- ・ **在宅医療・介護連携推進会議を開催**し、課題の把握・対応策の検討
- ・ 区役所で別途開催されている福祉関係等の会議の内容についての**情報収集**  
今後健康局において「大阪市在宅医療連携推進会議」を開催するため、検討された課題等については適宜情報提供していく

## 医療・介護・福祉についての資源の把握

- ・ 区内の医療、介護、**福祉サービス**の事業所の把握
- ・ 区内の医療機関のうち在宅医療を提供する機関の把握  
その際、医療機関ごとのサービスの提供内容（**車いすでの利用可、小児の受け入れ可**）なども把握しリスト化

## 医療・介護関係者等向け研修

- ・ **高齢者に関する課題以外も対象**とした多職種研修会の開催  
例) 障害福祉サービスなどについての研修会  
介護保険以外の各種公的制度に関する研修会  
若年性の疾患に関する研修会 など

## 地域住民への講演会・普及啓発

- ・ **高齢者に関する課題以外も対象**とした講演会の開催、普及啓発の実施  
例) 全年齢の方を対象とした講演会、在宅医療についての講演会  
リーフレットの作成 など

# 連携の拠点（相談支援室）において実施する業務

## 相談窓口の設置・運営

- ・高齢者以外の在宅医療を必要とする住民にかかる医療・介護関係者からの相談のための窓口の設置

## 在宅医療にかかる24時間体制構築や多職種による情報共有

- ・医療・介護・福祉関係者からの相談支援
- ・関係機関の連携による急変時の対応など、24時間在宅医療が提供される体制の構築
- ・患者・利用者の状態の変化に応じた、医療・介護・福祉関係者間の速やかな情報共有が行えるよう体制整備

## 積極的役割を担う医療機関との連携

- ・「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の機能の確保について積極的医療機関との連携・情報共有
- ・区内積極的医療機関のリスト化

## 同行訪問（任意）

- ・将来の在宅医療を実施する医師確保に向け、同行訪問による人材育成研修の実施

- ② 在宅医療における積極的役割を担う医療機関  
(以下「積極的医療機関」という)

# 積極的医療機関への位置づけの方針

## 国の方針

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

【第8次医療計画策定に関する国の指針】

## 大阪府の方針

- ・「連携の拠点」の地域設定にあたっては、必ず1つ以上の「積極的医療機関」を含む。
- ・「積極的医療機関」の設定にあたっては、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院を第一候補とする。

## 大阪市の方針

- ・大阪府の方針に則り、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院のうち、「積極的医療機関」へ位置づけられることに同意した医療機関を候補とする。
- ・候補となった医療機関を含め、地域の実情に応じて、「積極的医療機関」に位置づける必要がある医療機関とする。

# 積極的医療機関に位置づける医療機関数（予定）

令和6年2月15日現在

| 区名  | 医療機関数 | 区名  | 医療機関数 |
|-----|-------|-----|-------|
| 北   | 4     | 東淀川 | 3     |
| 都島  | 7     | 東成  | 21    |
| 福島  | 2     | 生野  | 15    |
| 此花  | 1     | 旭   | 10    |
| 中央  | 4     | 城東  | 3     |
| 西   | 6     | 鶴見  | 5     |
| 港   | 5     | 阿倍野 | 1     |
| 大正  | 6     | 住之江 | 4     |
| 天王寺 | 9     | 住吉  | 1     |
| 浪速  | 6     | 東住吉 | 2※    |
| 西淀川 | 1     | 平野  | 3     |
| 淀川  | 4     | 西成  | 3     |
| 合計  |       | 126 |       |

※南大阪小児リハビリテーション病院含む